

医業等を行う個人に対する個人事業税の計算について

滋賀県

医業等とは

医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業をいいます。

医業等における個人事業税の計算方法

医業等に関する
事業所得金額

+

所得税の事業専従者控除額
または青色事業専従者給与額

+

青色申告
特別控除額

- ※1 非課税
所得金額

- ※1自由診療等に係る事業専従者控除額
または青色事業専従者給与額

- ※2
各種控除

- 事業主
控除

= 課 税 標 準 額

課 税 標 準 額

× ※3税率

= 税 額

※1 非課税所得金額と自由診療等に係る事業専従者控除額または青色事業専従者給与額については、所得税申告時の添付資料である「事業所得の計算書（医業者用）」、「青色申告決算書」等により決定します。詳しい計算方法については次頁をご確認ください。

なお、所得区分等の明らかでないものについては、「医業等に係る収入金額等明細書」等により調査を行うことがあります。

※2 各種控除（損失の繰越控除/被災事業用資産の損失の繰越控除/事業用資産の譲渡損失の控除/事業用資産の譲渡損失の繰越控除）

※3 税率は5%（あん摩等の医業に類する事業は3%）

医業等とその他の事業とを併せて行っている場合

(1) その他の事業が独立した事業と認められる場合

医業等とその他の事業に係る経費を区分し、それぞれの課税対象所得を算定します。

経費をそれぞれの事業に区分することが困難なときには、医業等とその他の事業を通じて得た所得を収入金額等で分担し、それぞれの事業に係る課税対象所得を算定します。

(2) その他の事業が医業等の付随事業と認められる場合

原則としてそれぞれの事業ごとに所得を算定するのですが、他の事業が医業等に比して社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なものであり、かつ、医業等の付随事業として行われているものについては医業等に含め、次頁の計算方法により課税対象所得を算定します。

★^{※1}非課税所得金額と自由診療等に係る事業専従者控除額または青色事業専従者給与額の計算方法

租税特別措置法第26条を適用した場合

(1) 非課税所得金額の計算方法

$$\text{租税特別措置法第26条第1項の規定により算出した社会保険診療に係る所得金額} + \text{所得税の事業専従者控除額または青色事業専従者給与額} \times \left(1 - \frac{B \times E + C}{D}\right)$$

= 非課税所得金額

(2) 自由診療等に係る事業専従者控除額または青色事業専従者給与額

$$\text{個人事業税の事業専従者控除額または青色事業専従者給与額} \times \frac{B \times E + C}{D} = \text{自由診療等に係る事業専従者控除額または青色事業専従者給与額}$$

租税特別措置法第26条を適用しない場合

(1) 非課税所得金額の計算方法

$$\begin{aligned} & \left\{ \begin{array}{l} \text{医業等に関する} \\ \text{事業所得金額} \end{array} \right. + \left\{ \begin{array}{l} \text{経理区分されている自由診療等に係る経費} \\ (\text{青色事業専従者給与額は含まない}) \end{array} \right. + \left\{ \begin{array}{l} \text{経理区分されている社会保険診療に係る経費} \\ (\text{青色事業専従者給与額は含まない}) \end{array} \right. \\ & + \left\{ \begin{array}{l} \text{所得税の事業専従者控除額} \\ \text{または青色事業専従者給与額} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right\} \times \frac{A}{D} - \left\{ \begin{array}{l} \text{経理区分されている社会保険診療に係る経費} \\ (\text{青色事業専従者給与額は含まない}) \end{array} \right. \\ & = \boxed{\text{非課税所得金額}} \end{aligned}$$

(2) 自由診療等に係る事業専従者控除額または青色事業専従者給与額

$$\text{個人事業税の事業専従者控除額または青色事業専従者給与額} \times \frac{B + C}{D} = \boxed{\text{自由診療等に係る事業専従者控除額または青色事業専従者給与額}}$$

※記号は下記を参考にしてください

社会保険診療に係る収入金額	· · · · · A
自由診療に係る収入金額	· · · · · B
その他の物品販売等の事業に係る収入金額	· · · C
収入金額の合計金額 (A + B + C)	· · · · D
調整率	· · · · · E